



熊本県公報

第 12770 号

平成 30 年 10 月 30 日(火)

(毎週 火・金発行)

目 次

告 示

○ 喀痰吸引等業務に関する登録特定行為事業者の登録	(高齢者支援課)	2
○ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく事業者の指定	(障がい者支援課)	2
○ 救急病院の認定	(医療政策課)	2
○ 喀痰吸引等業務に関する登録特定行為事業者の変更登録	(障がい者支援課)	3
○ 救急診療所の認定	(医療政策課)	3
○ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく事業者の指定	(障がい者支援課)	3
○ 漁船保険義務加入に係る指定漁船調書の縦覧(大道加入区)	(団体支援課)	3
○ 八代都市計画下水道事業の事業計画変更認可	(下水環境課)	4
○ 鳥獣保護区の期間更新	(自然保護課)	4
○ 鳥獣保護区の期間更新	(〃)	4
○ 鳥獣保護区の期間更新	(〃)	5
○ 鳥獣保護区の期間更新	(〃)	5
○ 鳥獣保護区の期間更新	(〃)	5
○ 鳥獣保護区の期間更新	(〃)	6
○ 鳥獣保護区の期間更新	(〃)	6
○ 鳥獣保護区の期間更新	(〃)	6
○ 鳥獣保護区の期間更新	(〃)	7
○ 鳥獣保護区の期間更新	(〃)	7
○ 鳥獣保護区の期間更新	(〃)	7
○ 鳥獣保護区の期間更新	(〃)	8
○ 鳥獣保護区の期間更新	(〃)	8
○ 鳥獣保護区の期間更新	(〃)	8
○ 鳥獣保護区の期間更新	(〃)	9
○ 鳥獣保護区の期間更新	(〃)	9
○ 鳥獣保護区の期間更新	(〃)	10
○ 鳥獣保護区の期間更新	(〃)	10
○ 鳥獣保護区の期間更新	(〃)	10
○ 鳥獣保護区の期間更新	(〃)	11
○ 鳥獣保護区の期間更新	(〃)	11
○ 鳥獣保護区の期間更新	(〃)	11
○ 鳥獣保護区の期間更新	(〃)	12
○ 鳥獣保護区の期間更新	(〃)	12
○ 鳥獣保護区の期間更新	(〃)	12
○ 鳥獣保護区の期間更新	(〃)	13
○ 鳥獣保護区の期間更新	(〃)	13
○ 鳥獣保護区の期間更新	(〃)	14
○ 鳥獣保護区の期間更新	(〃)	14
○ 鳥獣保護区の期間更新	(〃)	14
○ 鳥獣保護区の期間更新	(〃)	15
○ 鳥獣保護区の期間更新	(〃)	15
○ 鳥獣保護区の期間更新	(〃)	15
○ 鳥獣保護区の期間更新	(〃)	16
○ 鳥獣保護区の期間更新	(〃)	16
○ 鳥獣保護区の期間更新	(〃)	16
○ 鳥獣保護区の指定の変更	(〃)	17
○ 鳥獣保護区の指定の変更	(〃)	17
○ 休獣区の指定	(〃)	18
○ 休獣区の指定	(〃)	18
○ 休獣区の指定	(〃)	18
○ 休獣区の指定	(〃)	19
○ 休獣区の指定	(〃)	19
○ 休獣区の指定	(〃)	19

○休獵区の指定	(自然保護課)	19
○特定猟具使用禁止区域の指定	(〃)	19
○特定猟具使用禁止区域の指定	(〃)	20
○特定猟具使用禁止区域の指定	(〃)	21
○指定介護療養型医療施設に係る指定の辞退	(高齢者支援課)	22
○有害興行の指定	(くらしの安全推進課)	22
○道路の区域変更	(道路保全課)	22
○道路の区域変更	(〃)	23
○道路の区域変更	(〃)	23
○道路の区域変更	(〃)	23
公 告		
○農用地利用配分計画の認可	(農地・担い手支援課)	24
○農用地利用配分計画の認可	(〃)	24
○農用地利用配分計画の認可	(〃)	25
○農用地利用配分計画の認可	(〃)	25
登 載 依 頼		
○平成 30 年度第 2 回熊本県産業教育審議会の開催	(産業教育審議会)	26

告 示**熊本県告示第 835 号**

社会福祉士及び介護福祉士法（昭和 62 年法律第 30 号）附則第 20 条第 1 項の規定により登録特定行為事業者の登録を行ったので、同条第 2 項において準用する同法第 48 条の 8 の規定により次のとおり公示する。

平成 30 年 10 月 30 日

熊本県知事 蒲島 郁夫

事業者の名称及び住所	事業所の名称及び所在地	登録番号	登録年月日	サービスの種類
社会福祉法人豊心の里 球磨郡錦町大字一武字原田川 1 234 番地	地域密着型介護老人福祉施設 錦寿 豊苑 球磨郡錦町大字一 武字原田川 123 4 番地	431100371	平成 30 年 10 月 19 日	地域密着型 介護老人福祉施設

熊本県告示第 836 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 29 条第 1 項の規定により指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第 51 条の規定により公示する。

平成 30 年 10 月 30 日

熊本県知事 蒲島 郁夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	サービスの種類	指定年月日
上天草市社会福祉協議会 居宅介護事業所 上天草市松島町合津 34 33 番地 52	社会福祉法人上天草市社会福祉協議会 上天草市松島町合津 34 33 番地 52 藤川 勝久	同行援護	平成 30 年 10 月 12 日

熊本県告示第 837 号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の規定により次のとおり救急病院として認定したので、同令第2条第1項の規定により告示する。
平成30年10月30日

熊本県知事 蒲島 郁夫

名 称	所 在 地	認 定 期 間
山都町包括医療センターそ よう病院	上益城郡山都町滝上476番 地2	平成30年10月30日から 平成33年10月29日まで

熊本県告示第838号

社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）附則第20条第2項において準用する同法第48条の6第1項の規定により登録特定行為事業者の変更の届出を受理したので、同法附則第20条第2項において準用する同法第48条の8の規定により公示する。

平成30年10月30日

熊本県知事 蒲島 郁夫

事業者の名称及び住所	事業所の名称及び所在地	登録番号	登録年月日
NPO法人みらいけあ 熊本市北区楠二丁目2 番1	訪問介護事業所みらいけあ デザイン 熊本市北区楠二丁目2番1	4322000 49	平成30年 10月17日

熊本県告示第839号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の規定により次のとおり救急病院として認定したので、同令第2条第1項の規定により告示する。

平成30年10月30日

熊本県知事 蒲島 郁夫

名 称	所 在 地	認 定 期 間
大橋通クリニック	山鹿市大橋通703番地	平成30年10月30日から 平成33年10月29日まで

熊本県告示第840号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第51条の規定により公示する。

平成30年10月30日

熊本県知事 蒲島 郁夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	サービスの種類	指定年月日
リバティ 宇城 宇城市松橋町曲野245 8-2	有限会社 リバティ 宇城市松橋町豊福204 2番地1 大北 章史	共同生活援助	平成30年 11月1日

熊本県告示第841号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号。以下「法」という。）第112条第1項の規定による同意を求めるため、漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定による届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり公示し、当該届出に係る指定漁船調書を縦覧に供する。

平成30年10月30日

熊本県知事 蒲島 郁夫

1 加入区の名称

大道加入区

2 発起人の住所及び氏名

上天草市龍ヶ岳町大道1054番地10 山本 太陽

上天草市龍ヶ岳町大道1018番地 尾上 秀張

上天草市龍ヶ岳町大道1528番地 森 繁安

3 法第113条第1項の申出をする漁業協同組合

大道漁業協同組合

- 4 縦覧期間
平成30年10月30日から平成30年11月13日まで
- 5 縦覧場所
大道漁業協同組合

熊本県告示第842号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のとおり告示する。

平成30年10月30日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 施行者の名称 八代市
- 2 都市計画事業の種類及び名称 八代都市計画下水道事業八代公共下水道
- 3 事業施行期間 昭和55年11月13日から平成37年3月31日まで
- 4 事業地
(1) 収用の部分
変更なし
(2) 使用の部分
変更なし

熊本県告示第843号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第7項ただし書の規定により、鳥獣保護区の存続期間を更新するので、同条第9項において読み替えて準用する同法第15条第2項の規定により次のとおり告示する。

平成30年10月30日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 名称 有明鳥獣保護区
- 2 区域 荒尾市、長洲町及び玉名市（県が別に定める所定の図面（熊本県鳥獣保護区等位置図）において区域界線により区切られる区域に限る。なお、当該図面は、熊本県庁及び各広域本部地域振興局に備え置いて縦覧に供する。）
- 3 面積 4,694ヘクタール
- 4 存続期間 平成30年11月1日から平成39年10月31日まで
- 5 鳥獣保護区の保護に関する指針

県は、生息する鳥獣の保護を図るため、職員及び鳥獣保護管理員による巡回に努めるとともに、傷病鳥獣が発見された場合は、荒尾市等関係機関と連携を図り、保護活動に取り組む。

また、違法捕獲や狩猟事故を未然に防止するため、鳥獣保護区の境界が明らかになるように標識を設置して、その管理を行い、狩猟者等に対し、鳥獣保護管理員による巡回活動等による適切な指導を行う。

なお、鳥獣保護区周辺の農林業への被害状況の把握に努め、鳥獣被害対策については、関係者と連携して被害防止対策を推進するとともに、有害鳥獣捕獲の申請があった場合は被害状況を確認し、法に基づく適正な措置を行う。

熊本県告示第844号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第7項ただし書の規定により、鳥獣保護区の存続期間を更新するので、同条第9項において読み替えて準用する同法第15条第2項の規定により次のとおり告示する。

平成30年10月30日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 名称 米原鳥獣保護区
- 2 区域 山鹿市（県が別に定める所定の図面（熊本県鳥獣保護区等位置図）において区域界線により区切られる区域に限る。なお、当該図面は、熊本県庁及び各広域本部地域振興局に備え置いて縦覧に供する。）
- 3 面積 425ヘクタール
- 4 存続期間 平成30年11月1日から平成39年10月31日まで
- 5 鳥獣保護区の保護に関する指針

県は、生息する鳥獣の保護を図るため、職員及び鳥獣保護管理員による巡回に努めるとともに、傷病鳥獣が発見された場合は、山鹿市等関係機関と連携を図り、保護活動に取り組む。

また、違法捕獲や狩猟事故を未然に防止するため、鳥獣保護区の境界が明らかになるように標識を設置して、その管理を行い、狩猟者等に対し、鳥獣保護管理員による巡回活動等による、適切な指導を行う。

なお、鳥獣保護区周辺の農林業への被害状況の把握に努め、鳥獣被害対策については、関係者と連携して被害防止対策を推進するとともに、有害鳥獣捕獲の申請があつ

た場合は被害状況を確認し、法に基づく適正な措置を行う。

熊本県告示第845号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第7項ただし書の規定により、鳥獣保護区の存続期間を更新するので、同条第9項において読み替えて準用する同法第15条第2項の規定により次のとおり告示する。

平成30年10月30日

熊本県知事 蒲島 郁夫

1 名称 宮原鳥獣保護区

2 区域 小国町（県が別に定める所定の図面（熊本県鳥獣保護区等位置図）において区域界線により区切られる区域に限る。なお、当該図面は、熊本県庁及び各広域本部地域振興局に備え置いて縦覧に供する。）

3 面積 464ヘクタール

4 存続期間 平成30年11月1日から平成39年10月31日まで

5 鳥獣保護区の保護に関する指針

県は、生息する鳥獣の保護を図るため、職員及び鳥獣保護管理員による巡回に努めるとともに、傷病鳥獣が発見された場合は、小国町等関係機関と連携を図り、保護活動に取り組む。

また、違法捕獲や狩猟事故を未然に防止するため、鳥獣保護区の境界が明らかになるように標識を設置して、その管理を行い、狩猟者等に対し、鳥獣保護管理員による巡回活動等による適切な指導を行う。

なお、鳥獣保護区周辺の農林業への被害状況の把握に努め、鳥獣被害対策については、関係者と連携して被害防止対策を推進するとともに、有害鳥獣捕獲の申請があった場合は被害状況を確認し、法に基づく適正な措置を行う。

熊本県告示第846号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第7項ただし書の規定により、鳥獣保護区の存続期間を更新するので、同条第9項において読み替えて準用する同法第15条第2項の規定により次のとおり告示する。

平成30年10月30日

熊本県知事 蒲島 郁夫

1 名称 山鹿鳥獣保護区

2 区域 産山村（県が別に定める所定の図面（熊本県鳥獣保護区等位置図）において区域界線により区切られる区域に限る。なお、当該図面は、熊本県庁及び各広域本部地域振興局に備え置いて縦覧に供する。）

3 面積 480ヘクタール

4 存続期間 平成30年11月1日から平成39年10月31日まで

5 鳥獣保護区の保護に関する指針

県は、生息する鳥獣の保護を図るため、職員及び鳥獣保護管理員による巡回に努めるとともに、傷病鳥獣が発見された場合は、産山村等関係機関と連携を図り、保護活動に取り組む。

また、違法捕獲や狩猟事故を未然に防止するため、鳥獣保護区の境界が明らかになるように標識を設置して、その管理を行い、狩猟者等に対し、鳥獣保護管理員による巡回活動等による適切な指導を行う。

なお、鳥獣保護区周辺の農林業への被害状況の把握に努め、鳥獣被害対策については、関係者と連携して被害防止対策を推進するとともに、有害鳥獣捕獲の申請があった場合は被害状況を確認し、法に基づく適正な措置を行う。

熊本県告示第847号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第1項の規定により、鳥獣保護区の存続期間の更新をするので、同条第9項において読み替えて準用する同法第15条第2項の規定により次のとおり告示する。

平成30年10月30日

熊本県知事 蒲島 郁夫

1 名称 乙姫鳥獣保護区

2 区域 阿蘇市（県が別に定める所定の図面（熊本県鳥獣保護区等位置図）において区域界線により区切られる区域に限る。なお、当該図面は、熊本県庁及び各広域本部地域振興局に備え置いて縦覧に供する。）

3 面積 597ヘクタール

4 存続期間 平成30年11月1日から平成39年10月31日まで

5 鳥獣保護区の保護に関する指針

県は、生息する鳥獣の保護を図るため、職員及び鳥獣保護管理員による巡回に努めるとともに、傷病鳥獣が発見された場合は、阿蘇市等関係機関と連携を図り、保護活動に取り組む。

また、違法捕獲や狩猟事故を未然に防止するため、鳥獣保護区の境界が明らかになるように標識を設置して、その管理を行い、狩猟者等に対し、鳥獣保護管理員による巡視活動等による適切な指導を行う。

なお、鳥獣保護区周辺の農林業への被害状況の把握に努め、鳥獣被害対策については、関係者と連携して被害防止対策を推進するとともに、有害鳥獣捕獲の申請があつた場合は被害状況を確認し、法に基づく適正な措置を行う。

熊本県告示第848号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第1項の規定により、鳥獣保護区の存続期間の更新をするので、同条第9項において読み替えて準用する同法第15条第2項の規定により次のとおり告示する。

平成30年10月30日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 名称 萩岳鳥獣保護区
 2 区域 阿蘇市（県が別に定める所定の図面（熊本県鳥獣保護区等位置図）において区域界線により区切られる区域に限る。なお、当該図面は、熊本県庁及び各広域本部地域振興局に備え置いて縦覧に供する。）
 3 面積 250ヘクタール
 4 存続期間 平成30年11月1日から平成39年10月31日まで
 5 鳥獣保護区の保護に関する指針

県は、生息する鳥獣の保護を図るため、職員及び鳥獣保護管理員による巡視に努めるとともに、傷病鳥獣が発見された場合は、阿蘇市等関係機関と連携を図り、保護活動に取り組む。

また、違法捕獲や狩猟事故を未然に防止するため、鳥獣保護区の境界が明らかになるように標識を設置して、その管理を行い、狩猟者等に対し、鳥獣保護管理員による巡視活動等による適切な指導を行う。

なお、鳥獣保護区周辺の農林業への被害状況の把握に努め、鳥獣被害対策については、関係者と連携して被害防止対策を推進するとともに、有害鳥獣捕獲の申請があつた場合は被害状況を確認し、法に基づく適正な措置を行う。

熊本県告示第849号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第1項の規定により、鳥獣保護区の存続期間の更新をするので、同条第9項において読み替えて準用する同法第15条第2項の規定により次のとおり告示する。

平成30年10月30日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 名称 小牧羅漢鳥獣保護区
 2 区域 南阿蘇村（県が別に定める所定の図面（熊本県鳥獣保護区等位置図）において区域界線により区切られる区域に限る。なお、当該図面は、熊本県庁及び各広域本部地域振興局に備え置いて縦覧に供する。）
 3 面積 217タール
 4 存続期間 平成30年11月1日から平成39年10月31日まで
 5 鳥獣保護区の保護に関する指針

県は、生息する鳥獣の保護を図るため、職員及び鳥獣保護管理員による巡視に努めるとともに、傷病鳥獣が発見された場合は、南阿蘇村等関係機関と連携を図り、保護活動に取り組む。

また、違法捕獲や狩猟事故を未然に防止するため、鳥獣保護区の境界が明らかになるように標識を設置して、その管理を行い、狩猟者等に対し、鳥獣保護管理員による巡視活動等による適切な指導を行う。

なお、鳥獣保護区周辺の農林業への被害状況の把握に努め、鳥獣被害対策については、関係者と連携して被害防止対策を推進するとともに、有害鳥獣捕獲の申請があつた場合は被害状況を確認し、法に基づく適正な措置を行う。

熊本県告示第850号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第1項の規定により、鳥獣保護区の存続期間の更新をするので、同条第9項において読み替えて準用する同法第15条第2項の規定により次のとおり告示する。

平成30年10月30日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 名称 休暇村鳥獣保護区
 2 区域 高森町（県が別に定める所定の図面（熊本県鳥獣保護区等位置図）において区域界線により区切られる区域に限る。なお、当該図面は、熊本県庁及び各広域本部地域振興局に備え置いて縦覧に供する。）
 3 面積 480ヘクタール

- 4 存続期間 平成30年11月1日から平成39年10月31日まで
 5 鳥獣保護区の保護に関する指針

県は、生息する鳥獣の保護を図るため、職員及び鳥獣保護管理員による巡視に努めるとともに、傷病鳥獣が発見された場合は、高森町等関係機関と連携を図り、保護活動に取り組む。

また、違法捕獲や狩猟事故を未然に防止するため、鳥獣保護区の境界が明らかになるように標識を設置して、その管理を行い、狩猟者等に対し、鳥獣保護管理員による巡視活動等による適切な指導を行う。

なお、鳥獣保護区周辺の農林業への被害状況の把握に努め、鳥獣被害対策については、関係者と連携して被害防止対策を推進するとともに、有害鳥獣捕獲の申請があつた場合は被害状況を確認し、法に基づく適正な措置を行う。

熊本県告示第851号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第1項の規定により、鳥獣保護区の存続期間の更新をするので、同条第9項において読み替えて準用する同法第15条第2項の規定により次のとおり告示する。

平成30年10月30日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 名称 小峰鳥獣保護区
 2 区域 山都町（県が別に定める所定の図面（熊本県鳥獣保護区等位置図）において区域界線により区切られる区域に限る。なお、当該図面は、熊本県庁及び各広域本部地域振興局に備え置いて縦覧に供する。）
 3 面積 3ヘクタール
 4 存続期間 平成30年11月1日から平成39年10月31日まで
 5 鳥獣保護区の保護に関する指針

県は、生息する鳥獣の保護を図るため、職員及び鳥獣保護管理員による巡視に努めるとともに、傷病鳥獣が発見された場合は、山都町等関係機関と連携を図り、保護活動に取り組む。

また、違法捕獲や狩猟事故を未然に防止するため、鳥獣保護区の境界が明らかになるように標識を設置して、その管理を行い、狩猟者等に対し、鳥獣保護管理員による巡視活動等による適切な指導を行う。

なお、鳥獣保護区周辺の農林業への被害状況の把握に努め、鳥獣被害対策については、関係者と連携して被害防止対策を推進するとともに、有害鳥獣捕獲の申請があつた場合は被害状況を確認し、法に基づく適正な措置を行う。

熊本県告示第852号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第1項の規定により、鳥獣保護区の存続期間の更新をするので、同条第9項において読み替えて準用する同法第15条第2項の規定により次のとおり告示する。

平成30年10月30日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 名称 豊福鳥獣保護区
 2 区域 宇城市（県が別に定める所定の図面（熊本県鳥獣保護区等位置図）において区域界線により区切られる区域に限る。なお、当該図面は、熊本県庁及び各広域本部地域振興局に備え置いて縦覧に供する。）
 3 面積 240ヘクタール
 4 存続期間 平成30年11月1日から平成39年10月31日まで
 5 鳥獣保護区の保護に関する指針

県は、生息する鳥獣の保護を図るため、職員及び鳥獣保護管理員による巡視に努めるとともに、傷病鳥獣が発見された場合は、宇城市等関係機関と連携を図り、保護活動に取り組む。

また、違法捕獲や狩猟事故を未然に防止するため、鳥獣保護区の境界が明らかになるように標識を設置して、その管理を行い、狩猟者等に対し、鳥獣保護管理員による巡視活動等による適切な指導を行う。

なお、鳥獣保護区周辺の農林業への被害状況の把握に努め、鳥獣被害対策については、関係者と連携して被害防止対策を推進するとともに、有害鳥獣捕獲の申請があつた場合は被害状況を確認し、法に基づく適正な措置を行う。

熊本県告示第853号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第1項の規定により、鳥獣保護区の存続期間の更新をするので、同条第9項において読み替えて準用する同法第15条第2項の規定により次のとおり告示する。

平成30年10月30日

熊本県知事 蒲島郁夫

1	名称	豊内鳥獣保護区
2	区域	甲佐町（県が別に定める所定の図面（熊本県鳥獣保護区等位置図）において区域界線により区切られる区域に限る。なお、当該図面は、熊本県庁及び各広域本部地域振興局に備え置いて縦覧に供する。）
3	面積	168ヘクタール
4	存続期間	平成30年11月1日から平成39年10月31日まで
5	鳥獣保護区の保護に関する指針	<p>県は、生息する鳥獣の保護を図るため、職員及び鳥獣保護管理員による巡視に努めるとともに、傷病鳥獣が発見された場合は、甲佐町等関係機関と連携を図り、保護活動に取り組む。</p> <p>また、違法捕獲や狩猟事故を未然に防止するため、鳥獣保護区の境界が明らかになるように標識を設置して、その管理を行い、狩猟者等に対し、鳥獣保護管理員による巡視活動等による適切な指導を行う。</p> <p>なお、鳥獣保護区周辺の農林業への被害状況の把握に努め、鳥獣被害対策については、関係者と連携して被害防止対策を推進するとともに、有害鳥獣捕獲の申請があつた場合は被害状況を確認し、法に基づく適正な措置を行う。</p>

熊本県告示第854号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第1項の規定により、鳥獣保護区の存続期間の更新をするので、同条第9項において読み替えて準用する同法第15条第2項の規定により次のとおり告示する。

平成30年10月30日

熊本県知事 蒲島郁夫

1	名称	緑川鳥獣保護区
2	区域	美里町（県が別に定める所定の図面（熊本県鳥獣保護区等位置図）において区域界線により区切られる区域に限る。なお、当該図面は、熊本県庁及び各広域本部地域振興局に備え置いて縦覧に供する。）
3	面積	690ヘクタール
4	存続期間	平成30年11月1日から平成39年10月31日まで
5	鳥獣保護区の保護に関する指針	<p>県は、生息する鳥獣の保護を図るため、職員及び鳥獣保護管理員による巡視に努めるとともに、傷病鳥獣が発見された場合は、美里町等関係機関と連携を図り、保護活動に取り組む。</p> <p>また、違法捕獲や狩猟事故を未然に防止するため、鳥獣保護区の境界が明らかになるように標識を設置して、その管理を行い、狩猟者等に対し、鳥獣保護管理員による巡視活動等による適切な指導を行う。</p> <p>なお、鳥獣保護区周辺の農林業への被害状況の把握に努め、鳥獣被害対策については、関係者と連携して被害防止対策を推進するとともに、有害鳥獣捕獲の申請があつた場合は被害状況を確認し、法に基づく適正な措置を行う。</p>

熊本県告示第855号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第1項の規定により、鳥獣保護区の存続期間の更新をするので、同条第9項において読み替えて準用する同法第15条第2項の規定により次のとおり告示する。

平成30年10月30日

熊本県知事 蒲島郁夫

1	名称	砥用小学校鳥獣保護区
2	区域	美里町（県が別に定める所定の図面（熊本県鳥獣保護区等位置図）において区域界線により区切られる区域に限る。なお、当該図面は、熊本県庁及び各広域本部地域振興局に備え置いて縦覧に供する。）
3	面積	1ヘクタール
4	存続期間	平成30年11月1日から平成39年10月31日まで
5	鳥獣保護区の保護に関する指針	<p>県は、生息する鳥獣の保護を図るため、職員及び鳥獣保護管理員による巡視に努めるとともに、傷病鳥獣が発見された場合は、美里町等関係機関と連携を図り、保護活動に取り組む。</p> <p>また、違法捕獲や狩猟事故を未然に防止するため、鳥獣保護区の境界が明らかになるように標識を設置して、その管理を行い、狩猟者等に対し、鳥獣保護管理員による巡視活動等による適切な指導を行う。</p> <p>なお、鳥獣保護区周辺の農林業への被害状況の把握に努め、鳥獣被害対策については、関係者と連携して被害防止対策を推進するとともに、有害鳥獣捕獲の申請があつた場合は被害状況を確認し、法に基づく適正な措置を行う。</p>

熊本県告示第856号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第1項の規定により、鳥獣保護区の存続期間の更新をするので、同条第9項において読み替えて準用する同法第15条第2項の規定により次のとおり告示する。

平成30年10月30日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 名称 水俣鳥獣保護区
2 区域 水俣市（県が別に定める所定の図面（熊本県鳥獣保護区等位置図）において区域界線により区切られる区域に限る。なお、当該図面は、熊本県庁及び各広域本部地域振興局に備え置いて縦覧に供する。）

3 面積 630ヘクタール

4 存続期間 平成30年11月1日から平成39年10月31日まで

5 鳥獣保護区の保護に関する指針

県は、生息する鳥獣の保護を図るために、職員及び鳥獣保護管理員による巡回に努めるとともに、傷病鳥獣が発見された場合は、水俣市等関係機関と連携を図り、保護活動に取り組む。

また、違法捕獲や狩猟事故を未然に防止するため、鳥獣保護区の境界が明らかになるように標識を設置して、その管理を行い、狩猟者等に対し、鳥獣保護管理員による巡回活動等による適切な指導を行う。

なお、鳥獣保護区周辺の農林業への被害状況の把握に努め、鳥獣被害対策については、関係者と連携して被害防止対策を推進するとともに、有害鳥獣捕獲の申請があった場合は被害状況を確認し、法に基づく適正な措置を行う。

熊本県告示第857号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第1項の規定により、鳥獣保護区の存続期間の更新をするので、同条第9項において読み替えて準用する同法第15条第2項の規定により次のとおり告示する。

平成30年10月30日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 名称 大野小学校鳥獣保護区
2 区域 芦北町（県が別に定める所定の図面（熊本県鳥獣保護区等位置図）において区域界線により区切られる区域に限る。なお、当該図面は、熊本県庁及び各広域本部地域振興局に備え置いて縦覧に供する。）

3 面積 3ヘクタール

4 存続期間 平成30年11月1日から平成39年10月31日まで

5 鳥獣保護区の保護に関する指針

県は、生息する鳥獣の保護を図るために、職員及び鳥獣保護管理員による巡回に努めるとともに、傷病鳥獣が発見された場合は、芦北町等関係機関と連携を図り、保護活動に取り組む。

また、違法捕獲や狩猟事故を未然に防止するため、鳥獣保護区の境界が明らかになるように標識を設置して、その管理を行い、狩猟者等に対し、鳥獣保護管理員による巡回活動等による適切な指導を行う。

なお、鳥獣保護区周辺の農林業への被害状況の把握に努め、鳥獣被害対策については、関係者と連携して被害防止対策を推進するとともに、有害鳥獣捕獲の申請があった場合は被害状況を確認し、法に基づく適正な措置を行う。

熊本県告示第858号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第1項の規定により、鳥獣保護区の存続期間の更新をするので、同条第9項において読み替えて準用する同法第15条第2項の規定により次のとおり告示する。

平成30年10月30日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 名称 濑戸堤鳥獣保護区
2 区域 相良村（県が別に定める所定の図面（熊本県鳥獣保護区等位置図）において区域界線により区切られる区域に限る。なお、当該図面は、熊本県庁及び各広域本部地域振興局に備え置いて縦覧に供する。）

3 面積 263ヘクタール

4 存続期間 平成30年11月1日から平成39年10月31日まで

5 鳥獣保護区の保護に関する指針

県は、生息する鳥獣の保護を図るために、職員及び鳥獣保護管理員による巡回に努めるとともに、傷病鳥獣が発見された場合は、相良村等関係機関と連携を図り、保護活動に取り組む。

また、違法捕獲や狩猟事故を未然に防止するため、鳥獣保護区の境界が明らかになるように標識を設置して、その管理を行い、狩猟者等に対し、鳥獣保護管理員による巡回活動等による適切な指導を行う。

なお、鳥獣保護区周辺の農林業への被害状況の把握に努め、鳥獣被害対策について

は、関係者と連携して被害防止対策を推進するとともに、有害鳥獣捕獲の申請があつた場合は被害状況を確認し、法に基づく適正な措置を行う。

熊本県告示第859号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第1項の規定により、鳥獣保護区の存続期間の更新をするので、同条第9項において読み替えて準用する同法第15条第2項の規定により次のとおり告示する。

平成30年10月30日

熊本県知事 蒲島 郁夫

- 1 名称 市房ダム鳥獣保護区
- 2 区域 水上村（県が別に定める所定の図面（熊本県鳥獣保護区等位置図）において区域界線により区切られる区域に限る。なお、当該図面は、熊本県庁及び各広域本部地域振興局に備え置いて縦覧に供する。）
- 3 面積 285ヘクタール
- 4 存続期間 平成30年11月1日から平成39年10月31日まで
- 5 鳥獣保護区の保護に関する指針

県は、生息する鳥獣の保護を図るため、職員及び鳥獣保護管理員による巡視に努めるとともに、傷病鳥獣が発見された場合は、水上村等関係機関と連携を図り、保護活動に取り組む。

また、違法捕獲や狩猟事故を未然に防止するため、鳥獣保護区の境界が明らかになるように標識を設置して、その管理を行い、狩猟者等に対し、鳥獣保護管理員による巡視活動等による適切な指導を行う。

なお、鳥獣保護区周辺の農林業への被害状況の把握に努め、鳥獣被害対策については、関係者と連携して被害防止対策を推進するとともに、有害鳥獣捕獲の申請があつた場合は被害状況を確認し、法に基づく適正な措置を行う。

熊本県告示第860号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第1項の規定により、鳥獣保護区の存続期間の更新をするので、同条第9項において読み替えて準用する同法第15条第2項の規定により次のとおり告示する。

平成30年10月30日

熊本県知事 蒲島 郁夫

- 1 名称 千巣山・松島鳥獣保護区
- 2 区域 上天草市（県が別に定める所定の図面（熊本県鳥獣保護区等位置図）において区域界線により区切られる区域に限る。なお、当該図面は、熊本県庁及び各広域本部地域振興局に備え置いて縦覧に供する。）
- 3 面積 800ヘクタール
- 4 存続期間 平成30年11月1日から平成39年10月31日まで
- 5 鳥獣保護区の保護に関する指針

県は、生息する鳥獣の保護を図るため、職員及び鳥獣保護管理員による巡視に努めるとともに、傷病鳥獣が発見された場合は、上天草市等関係機関と連携を図り、保護活動に取り組む。

また、違法捕獲や狩猟事故を未然に防止するため、鳥獣保護区の境界が明らかになるように標識を設置して、その管理を行い、狩猟者等に対し、鳥獣保護管理員による巡視活動等による適切な指導を行う。

なお、鳥獣保護区周辺の農林業への被害状況の把握に努め、鳥獣被害対策については、関係者と連携して被害防止対策を推進するとともに、有害鳥獣捕獲の申請があつた場合は被害状況を確認し、法に基づく適正な措置を行う。

熊本県告示第861号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第1項の規定により、鳥獣保護区の存続期間の更新をするので、同条第9項において読み替えて準用する同法第15条第2項の規定により次のとおり告示する。

平成30年10月30日

熊本県知事 蒲島 郁夫

- 1 名称 福連木鳥獣保護区
- 2 区域 天草市（県が別に定める所定の図面（熊本県鳥獣保護区等位置図）において区域界線により区切られる区域に限る。なお、当該図面は、熊本県庁及び各広域本部地域振興局に備え置いて縦覧に供する。）
- 3 面積 1,490ヘクタール
- 4 存続期間 平成30年11月1日から平成39年10月31日まで
- 5 鳥獣保護区の保護に関する指針

県は、生息する鳥獣の保護を図るため、職員及び鳥獣保護管理員による巡視に努めるとともに、傷病鳥獣が発見された場合は、天草市等関係機関と連携を図り、保護活

動に取り組む。

また、違法捕獲や狩猟事故を未然に防止するため、鳥獣保護区の境界が明らかになると標識を設置して、その管理を行い、狩猟者等に対し、鳥獣保護管理員による巡視活動等による適切な指導を行う。

なお、鳥獣保護区周辺の農林業への被害状況の把握に努め、鳥獣被害対策については、関係者と連携して被害防止対策を推進するとともに、有害鳥獣捕獲の申請があつた場合は被害状況を確認し、法に基づく適正な措置を行う。

熊本県告示第862号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第1項の規定により、鳥獣保護区の存続期間の更新をするので、同条第9項において読み替えて準用する同法第15条第2項の規定により次のとおり告示する。

平成30年10月30日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 名称 御所浦鳥獣保護区
- 2 区域 天草市（県が別に定める所定の図面（熊本県鳥獣保護区等位置図）において区域界線により区切られる区域に限る。なお、当該図面は、熊本県庁及び各広域本部地域振興局に備え置いて縦覧に供する。）
- 3 面積 2,163ヘクタール
- 4 存続期間 平成30年11月1日から平成39年10月31日まで
- 5 鳥獣保護区の保護に関する指針

県は、生息する鳥獣の保護を図るため、職員及び鳥獣保護管理員による巡視に努めるとともに、傷病鳥獣が発見された場合は、天草市等関係機関と連携を図り、保護活動に取り組む。

また、違法捕獲や狩猟事故を未然に防止するため、鳥獣保護区の境界が明らかになると標識を設置して、その管理を行い、狩猟者等に対し、鳥獣保護管理員による巡視活動等による適切な指導を行う。

なお、鳥獣保護区周辺の農林業への被害状況の把握に努め、鳥獣被害対策については、関係者と連携して被害防止対策を推進するとともに、有害鳥獣捕獲の申請があつた場合は被害状況を確認し、法に基づく適正な措置を行う。

熊本県告示第863号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第1項の規定により、鳥獣保護区の存続期間の更新をするので、同条第9項において読み替えて準用する同法第15条第2項の規定により次のとおり告示する。

平成30年10月30日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 名称 木葉小学校鳥獣保護区
- 2 区域 玉東町（県が別に定める所定の図面（熊本県鳥獣保護区等位置図）において区域界線により区切られる区域に限る。なお、当該図面は、熊本県庁及び各広域本部地域振興局に備え置いて縦覧に供する。）
- 3 面積 19ヘクタール
- 4 存続期間 平成30年11月1日から平成39年10月31日まで
- 5 鳥獣保護区の保護に関する指針

県は、生息する鳥獣の保護を図るため、職員及び鳥獣保護管理員による巡視に努めるとともに、傷病鳥獣が発見された場合は、玉東町等関係機関と連携を図り、保護活動に取り組む。

また、違法捕獲や狩猟事故を未然に防止するため、鳥獣保護区の境界が明らかになると標識を設置して、その管理を行い、狩猟者等に対し、鳥獣保護管理員による巡視活動等による適切な指導を行う。

なお、鳥獣保護区周辺の農林業への被害状況の把握に努め、鳥獣被害対策については、関係者と連携して被害防止対策を推進するとともに、有害鳥獣捕獲の申請があつた場合は被害状況を確認し、法に基づく適正な措置を行う。

熊本県告示第864号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第1項の規定により、鳥獣保護区の存続期間の更新をするので、同条第9項において読み替えて準用する同法第15条第2項の規定により次のとおり告示する。

平成30年10月30日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 名称 国見山鳥獣保護区
- 2 区域 玉東町、和水町及び山鹿市（県が別に定める所定の図面（熊本県鳥獣保護区等位置図）において区域界線により区切られる区域に限る。なお、当該図面は、熊本県庁及び各広域本部地域振興局に備え置いて縦覧に供する。）

3 面積 330ヘクタール

4 存続期間 平成30年11月1日から平成39年10月31日まで

5 鳥獣保護区の保護に関する指針

県は、生息する鳥獣の保護を図るため、職員及び鳥獣保護管理員による巡視に努めるとともに、傷病鳥獣が発見された場合は、玉東町等関係機関と連携を図り、保護活動に取り組む。

また、違法捕獲や狩猟事故を未然に防止するため、鳥獣保護区の境界が明らかになるように標識を設置して、その管理を行い、狩猟者等に対し、鳥獣保護管理員による巡視活動等による適切な指導を行う。

なお、鳥獣保護区周辺の農林業への被害状況の把握に努め、鳥獣被害対策については、関係者と連携して被害防止対策を推進するとともに、有害鳥獣捕獲の申請があつた場合は被害状況を確認し、法に基づく適正な措置を行う。

熊本県告示第865号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第1項の規定により、鳥獣保護区の存続期間の更新をするので、同条第9項において読み替えて準用する同法第15条第2項の規定により次のとおり告示する。

平成30年10月30日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 名称 彦岳鳥獣保護区

2 区域 山鹿市（県が別に定める所定の図面（熊本県鳥獣保護区等位置図）において区域界線により区切られる区域に限る。なお、当該図面は、熊本県庁及び各広域本部地域振興局に備え置いて縦覧に供する。）

3 面積 634ヘクタール

4 存続期間 平成30年11月1日から平成39年10月31日まで

5 鳥獣保護区の保護に関する指針

県は、生息する鳥獣の保護を図るため、職員及び鳥獣保護管理員による巡視に努めるとともに、傷病鳥獣が発見された場合は、山鹿市等関係機関と連携を図り、保護活動に取り組む。

また、違法捕獲や狩猟事故を未然に防止するため、鳥獣保護区の境界が明らかになるように標識を設置して、その管理を行い、狩猟者等に対し、鳥獣保護管理員による巡視活動等による適切な指導を行う。

なお、鳥獣保護区周辺の農林業への被害状況の把握に努め、鳥獣被害対策については、関係者と連携して被害防止対策を推進するとともに、有害鳥獣捕獲の申請があつた場合は被害状況を確認し、法に基づく適正な措置を行う。

熊本県告示第866号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第1項の規定により、鳥獣保護区の存続期間の更新をするので、同条第9項において読み替えて準用する同法第15条第2項の規定により次のとおり告示する。

平成30年10月30日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 名称 斧岳鳥獣保護区

2 区域 阿蘇市及び南小国町（県が別に定める所定の図面（熊本県鳥獣保護区等位置図）において区域界線により区切られる区域に限る。なお、当該図面は、熊本県庁及び各広域本部地域振興局に備え置いて縦覧に供する。）

3 面積 900ヘクタール

4 存続期間 平成30年11月1日から平成39年10月31日まで

5 鳥獣保護区の保護に関する指針

県は、生息する鳥獣の保護を図るため、職員及び鳥獣保護管理員による巡視に努めるとともに、傷病鳥獣が発見された場合は、阿蘇市等関係機関と連携を図り、保護活動に取り組む。

また、違法捕獲や狩猟事故を未然に防止するため、鳥獣保護区の境界が明らかになるように標識を設置して、その管理を行い、狩猟者等に対し、鳥獣保護管理員による巡視活動等による適切な指導を行う。

なお、鳥獣保護区周辺の農林業への被害状況の把握に努め、鳥獣被害対策については、関係者と連携して被害防止対策を推進するとともに、有害鳥獣捕獲の申請があつた場合は被害状況を確認し、法に基づく適正な措置を行う。

熊本県告示第867号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第1項の規定により、鳥獣保護区の存続期間の更新をするので、同条第9項において読み替えて準用する同法第15条第2項の規定により次のとおり告示する。

平成30年10月30日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 名称 浦鳥獣保護区
 2 区域 宇城市（県が別に定める所定の図面（熊本県鳥獣保護区等位置図）において区域界線により区切られる区域に限る。なお、当該図面は、熊本県庁及び各広域本部地域振興局に備え置いて縦覧に供する。）

3 面積 145ヘクタール

4 存続期間 平成30年11月1日から平成39年10月31日まで

5 鳥獣保護区の保護に関する指針

県は、生息する鳥獣の保護を図るために、職員及び鳥獣保護管理員による巡回に努めるとともに、傷病鳥獣が発見された場合は、宇城市等関係機関と連携を図り、保護活動に取り組む。

また、違法捕獲や狩猟事故を未然に防止するため、鳥獣保護区の境界が明らかになるように標識を設置して、その管理を行い、狩猟者等に対し、鳥獣保護管理員による巡回活動等による適切な指導を行う。

なお、鳥獣保護区周辺の農林業への被害状況の把握に努め、鳥獣被害対策については、関係者と連携して被害防止対策を推進するとともに、有害鳥獣捕獲の申請があつた場合は被害状況を確認し、法に基づく適正な措置を行う。

熊本県告示第868号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第1項の規定により、鳥獣保護区の存続期間の更新をするので、同条第9項において読み替えて準用する同法第15条第2項の規定により次のとおり告示する。

平成30年10月30日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 名称 山内小学校鳥獣保護区
 2 区域 山鹿市（県が別に定める所定の図面（熊本県鳥獣保護区等位置図）において区域界線により区切られる区域に限る。なお、当該図面は、熊本県庁及び各広域本部地域振興局に備え置いて縦覧に供する。）

3 面積 3ヘクタール

4 存続期間 平成30年11月1日から平成40年10月31日まで

5 鳥獣保護区の保護に関する指針

県は、生息する鳥獣の保護を図るために、職員及び鳥獣保護管理員による巡回に努めるとともに、傷病鳥獣が発見された場合は、山鹿市等関係機関と連携を図り、保護活動に取り組む。

また、違法捕獲や狩猟事故を未然に防止するため、鳥獣保護区の境界が明らかになるように標識を設置して、その管理を行い、狩猟者等に対し、鳥獣保護管理員による巡回活動等による適切な指導を行う。

なお、鳥獣保護区周辺の農林業への被害状況の把握に努め、鳥獣被害対策については、関係者と連携して被害防止対策を推進するとともに、有害鳥獣捕獲の申請があつた場合は被害状況を確認し、法に基づく適正な措置を行う。

熊本県告示第869号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第1項の規定により、鳥獣保護区の存続期間の更新をするので、同条第9項において読み替えて準用する同法第15条第2項の規定により次のとおり告示する。

平成30年10月30日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 名称 小地野鳥獣保護区
 2 区域 阿蘇市（県が別に定める所定の図面（熊本県鳥獣保護区等位置図）において区域界線により区切られる区域に限る。なお、当該図面は、熊本県庁及び各広域本部地域振興局に備え置いて縦覧に供する。）

3 面積 95ヘクタール

4 存続期間 平成30年11月1日から平成40年10月31日まで

5 鳥獣保護区の保護に関する指針

県は、生息する鳥獣の保護を図るために、職員及び鳥獣保護管理員による巡回に努めるとともに、傷病鳥獣が発見された場合は、阿蘇市等関係機関と連携を図り、保護活動に取り組む。

また、違法捕獲や狩猟事故を未然に防止するため、鳥獣保護区の境界が明らかになるように標識を設置して、その管理を行い、狩猟者等に対し、鳥獣保護管理員による巡回活動等による適切な指導を行う。

なお、鳥獣保護区周辺の農林業への被害状況の把握に努め、鳥獣被害対策については、関係者と連携して被害防止対策を推進するとともに、有害鳥獣捕獲の申請があつた場合は被害状況を確認し、法に基づく適正な措置を行う。

熊本県告示第870号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第1項の規定により、鳥獣保護区の存続期間の更新をするので、同条第9項において読み替えて準用する同法第15条第2項の規定により次のとおり告示する。

平成30年10月30日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 名称 長陽鳥獣保護区

2 区域 南阿蘇村及び阿蘇市（県が別に定める所定の図面（熊本県鳥獣保護区等位置図）において区域界線により区切られる区域に限る。なお、当該図面は、熊本県庁及び各広域本部地域振興局に備え置いて縦覧に供する。）

3 面積 1,423ヘクタール

4 存続期間 平成30年11月1日から平成40年10月31日まで

5 鳥獣保護区の保護に関する指針

県は、生息する鳥獣の保護を図るために、職員及び鳥獣保護管理員による巡回に努めるとともに、傷病鳥獣が発見された場合は、南阿蘇村等関係機関と連携を図り、保護活動に取り組む。

また、違法捕獲や狩猟事故を未然に防止するため、鳥獣保護区の境界が明らかになるように標識を設置して、その管理を行い、狩猟者等に対し、鳥獣保護管理員による巡回活動等による適切な指導を行う。

なお、鳥獣保護区周辺の農林業への被害状況の把握に努め、鳥獣被害対策については、関係者と連携して被害防止対策を推進するとともに、有害鳥獣捕獲の申請があった場合は被害状況を確認し、法に基づく適正な措置を行う。

熊本県告示第871号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第1項の規定により、鳥獣保護区の存続期間の更新をするので、同条第9項において読み替えて準用する同法第15条第2項の規定により次のとおり告示する。

平成30年10月30日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 名称 冠ヶ岳鳥獣保護区

2 区域 西原村（県が別に定める所定の図面（熊本県鳥獣保護区等位置図）において区域界線により区切られる区域に限る。なお、当該図面は、熊本県庁及び各広域本部地域振興局に備え置いて縦覧に供する。）

3 面積 480ヘクタール

4 存続期間 平成30年11月1日から平成40年10月31日まで

5 鳥獣保護区の保護に関する指針

県は、生息する鳥獣の保護を図るために、職員及び鳥獣保護管理員による巡回に努めるとともに、傷病鳥獣が発見された場合は、西原村等関係機関と連携を図り、保護活動に取り組む。

また、違法捕獲や狩猟事故を未然に防止するため、鳥獣保護区の境界が明らかになるように標識を設置して、その管理を行い、狩猟者等に対し、鳥獣保護管理員による巡回活動等による適切な指導を行う。

なお、鳥獣保護区周辺の農林業への被害状況の把握に努め、鳥獣被害対策については、関係者と連携して被害防止対策を推進するとともに、有害鳥獣捕獲の申請があった場合は被害状況を確認し、法に基づく適正な措置を行う。

熊本県告示第872号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第1項の規定により、鳥獣保護区の存続期間の更新をするので、同条第9項において読み替えて準用する同法第15条第2項の規定により次のとおり告示する。

平成30年10月30日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 名称 御坂鳥獣保護区

2 区域 美里町（県が別に定める所定の図面（熊本県鳥獣保護区等位置図）において区域界線により区切られる区域に限る。なお、当該図面は、熊本県庁及び各広域本部地域振興局に備え置いて縦覧に供する。）

3 面積 242ヘクタール

4 存続期間 平成30年11月1日から平成40年10月31日まで

5 鳥獣保護区の保護に関する指針

県は、生息する鳥獣の保護を図るために、職員及び鳥獣保護管理員による巡回に努めるとともに、傷病鳥獣が発見された場合は、美里町等関係機関と連携を図り、保護活動に取り組む。

また、違法捕獲や狩猟事故を未然に防止するため、鳥獣保護区の境界が明らかになるように標識を設置して、その管理を行い、狩猟者等に対し、鳥獣保護管理員による巡回活動等による適切な指導を行う。

なお、鳥獣保護区周辺の農林業への被害状況の把握に努め、鳥獣被害対策については、関係者と連携して被害防止対策を推進するとともに、有害鳥獣捕獲の申請があつた場合は被害状況を確認し、法に基づく適正な措置を行う。

熊本県告示第873号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第1項の規定により、鳥獣保護区の存続期間の更新をするので、同条第9項において読み替えて準用する同法第15条第2項の規定により次のとおり告示する。

平成30年10月30日

熊本県知事 蒲島 郁夫

- 1 名称 河俣鳥獣保護区
 2 区域 八代市（県が別に定める所定の図面（熊本県鳥獣保護区等位置図）において区域界線により区切られる区域に限る。なお、当該図面は、熊本県庁及び各広域本部地域振興局に備え置いて縦覧に供する。）
 3 面積 1,409ヘクタール
 4 存続期間 平成30年11月1日から平成40年10月31日まで
 5 鳥獣保護区の保護に関する指針
 県は、生息する鳥獣の保護を図るため、職員及び鳥獣保護管理員による巡回に努めるとともに、傷病鳥獣が発見された場合は、八代市等関係機関と連携を図り、保護活動に取り組む。
 また、違法捕獲や狩猟事故を未然に防止するため、鳥獣保護区の境界が明らかになるように標識を設置して、その管理を行い、狩猟者等に対し、鳥獣保護管理員による巡回活動等による適切な指導を行う。
 なお、鳥獣保護区周辺の農林業への被害状況の把握に努め、鳥獣被害対策については、関係者と連携して被害防止対策を推進するとともに、有害鳥獣捕獲の申請があつた場合は被害状況を確認し、法に基づく適正な措置を行う。

熊本県告示第874号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第1項の規定により、鳥獣保護区の存続期間の更新をするので、同条第9項において読み替えて準用する同法第15条第2項の規定により次のとおり告示する。

平成30年10月30日

熊本県知事 蒲島 郁夫

- 1 名称 天草西部鳥獣保護区
 2 区域 天草市（県が別に定める所定の図面（熊本県鳥獣保護区等位置図）において区域界線により区切られる区域に限る。なお、当該図面は、熊本県庁及び各広域本部地域振興局に備え置いて縦覧に供する。）
 3 面積 981ヘクタール
 4 存続期間 平成30年11月1日から平成40年10月31日まで
 5 鳥獣保護区の保護に関する指針
 県は、生息する鳥獣の保護を図るため、職員及び鳥獣保護管理員による巡回に努めるとともに、傷病鳥獣が発見された場合は、天草市等関係機関と連携を図り、保護活動に取り組む。
 また、違法捕獲や狩猟事故を未然に防止するため、鳥獣保護区の境界が明らかになるように標識を設置して、その管理を行い、狩猟者等に対し、鳥獣保護管理員による巡回活動等による適切な指導を行う。
 なお、鳥獣保護区周辺の農林業への被害状況の把握に努め、鳥獣被害対策については、関係者と連携して被害防止対策を推進するとともに、有害鳥獣捕獲の申請があつた場合は被害状況を確認し、法に基づく適正な措置を行う。

熊本県告示第875号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第1項の規定により、鳥獣保護区の存続期間の更新をするので、同条第9項において読み替えて準用する同法第15条第2項の規定により次のとおり告示する。

平成30年10月30日

熊本県知事 蒲島 郁夫

- 1 名称 色見鳥獣保護区
 2 区域 高森町（県が別に定める所定の図面（熊本県鳥獣保護区等位置図）において区域界線により区切られる区域に限る。なお、当該図面は、熊本県庁及び各広域本部地域振興局に備え置いて縦覧に供する。）
 3 面積 370ヘクタール
 4 存続期間 平成30年11月1日から平成40年10月31日まで
 5 鳥獣保護区の保護に関する指針
 県は、生息する鳥獣の保護を図るため、職員及び鳥獣保護管理員による巡回に努め

とともに、傷病鳥獣が発見された場合は、高森町等関係機関と連携を図り、保護活動に取り組む。

また、違法捕獲や狩猟事故を未然に防止するため、鳥獣保護区の境界が明らかになるように標識を設置して、その管理を行い、狩猟者等に対し、鳥獣保護管理員による巡回活動等による適切な指導を行う。

なお、鳥獣保護区周辺の農林業への被害状況の把握に努め、鳥獣被害対策については、関係者と連携して被害防止対策を推進するとともに、有害鳥獣捕獲の申請があつた場合は被害状況を確認し、法に基づく適正な措置を行う。

熊本県告示第876号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第1項の規定により、鳥獣保護区の存続期間の更新をするので、同条第9項において読み替えて準用する同法第15条第2項の規定により次のとおり告示する。

平成30年10月30日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 名称 大津山鳥獣保護区
2 区域 南関町（県が別に定める所定の図面（熊本県鳥獣保護区等位置図）において区域界線により区切られる区域に限る。なお、当該図面は、熊本県庁及び各広域本部地域振興局に備え置いて縦覧に供する。）

3 面積 55ヘクタール

4 存続期間 平成30年11月1日から平成40年10月31日まで

5 鳥獣保護区の保護に関する指針

県は、生息する鳥獣の保護を図るため、職員及び鳥獣保護管理員による巡回に努めるとともに、傷病鳥獣が発見された場合は、南関町等関係機関と連携を図り、保護活動に取り組む。

また、違法捕獲や狩猟事故を未然に防止するため、鳥獣保護区の境界が明らかになるように標識を設置して、その管理を行い、狩猟者等に対し、鳥獣保護管理員による巡回活動等による適切な指導を行う。

なお、鳥獣保護区周辺の農林業への被害状況の把握に努め、鳥獣被害対策については、関係者と連携して被害防止対策を推進するとともに、有害鳥獣捕獲の申請があつた場合は被害状況を確認し、法に基づく適正な措置を行う。

熊本県告示第877号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第1項の規定により、鳥獣保護区の存続期間の更新をするので、同条第9項において読み替えて準用する同法第15条第2項の規定により次のとおり告示する。

平成30年10月30日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 名称 五和鳥獣保護区
2 区域 天草市（県が別に定める所定の図面（熊本県鳥獣保護区等位置図）において区域界線により区切られる区域に限る。なお、当該図面は、熊本県庁及び各広域本部地域振興局に備え置いて縦覧に供する。）

3 面積 3,755ヘクタール

4 存続期間 平成30年11月1日から平成40年10月31日まで

5 鳥獣保護区の保護に関する指針

県は、生息する鳥獣の保護を図るため、職員及び鳥獣保護管理員による巡回に努めるとともに、傷病鳥獣が発見された場合は、天草市等関係機関と連携を図り、保護活動に取り組む。

また、違法捕獲や狩猟事故を未然に防止するため、鳥獣保護区の境界が明らかになるように標識を設置して、その管理を行い、狩猟者等に対し、鳥獣保護管理員による巡回活動等による適切な指導を行う。

なお、鳥獣保護区周辺の農林業への被害状況の把握に努め、鳥獣被害対策については、関係者と連携して被害防止対策を推進するとともに、有害鳥獣捕獲の申請があつた場合は被害状況を確認し、法に基づく適正な措置を行う。

熊本県告示第878号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第1項の規定により、鳥獣保護区の存続期間の更新をするので、同条第9項において読み替えて準用する同法第15条第2項の規定により次のとおり告示する。

平成30年10月30日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 名称 満願寺鳥獣保護区

2 区域 南小国町（県が別に定める所定の図面（熊本県鳥獣保護区等位置図）において区域界線により区切られる区域に限る。なお、当該図面は、熊本県庁及び各広域

3 面積 699ヘクタール
 4 存続期間 平成30年11月1日から平成40年10月31日まで
 5 鳥獣保護区の保護に関する指針

県は、生息する鳥獣の保護を図るため、職員及び鳥獣保護管理員による巡視に努めるとともに、傷病鳥獣が発見された場合は、南小国町等関係機関と連携を図り、保護活動に取り組む。

また、違法捕獲や狩猟事故を未然に防止するため、鳥獣保護区の境界が明らかになるように標識を設置して、その管理を行い、狩猟者等に対し、鳥獣保護管理員による巡視活動等による適切な指導を行う。

なお、鳥獣保護区周辺の農林業への被害状況の把握に努め、鳥獣被害対策については、関係者と連携して被害防止対策を推進するとともに、有害鳥獣捕獲の申請があつた場合は被害状況を確認し、法に基づく適正な措置を行う。

熊本県告示第879号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第1項の規定により、鳥獣保護区の存続期間の更新をするので、同条第9項において読み替えて準用する同法第15条第2項の規定により次のとおり告示する。

平成30年10月30日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 名称 大官山鳥獣保護区
 2 区域 山都町（県が別に定める所定の図面（熊本県鳥獣保護区等位置図）において区域界線により区切られる区域に限る。なお、当該図面は、熊本県庁及び各広域本部地域振興局に備え置いて縦覧に供する。）
 3 面積 886ヘクタール
 4 存続期間 平成30年11月1日から平成40年10月31日まで
 5 鳥獣保護区の保護に関する指針

県は、生息する鳥獣の保護を図るため、職員及び鳥獣保護管理員による巡視に努めるとともに、傷病鳥獣が発見された場合は、山都町等関係機関と連携を図り、保護活動に取り組む。

また、違法捕獲や狩猟事故を未然に防止するため、鳥獣保護区の境界が明らかになるように標識を設置して、その管理を行い、狩猟者等に対し、鳥獣保護管理員による巡視活動等による適切な指導を行う。

なお、鳥獣保護区周辺の農林業への被害状況の把握に努め、鳥獣被害対策については、関係者と連携して被害防止対策を推進するとともに、有害鳥獣捕獲の申請があつた場合は被害状況を確認し、法に基づく適正な措置を行う。

熊本県告示第880号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第7項ただし書の規定により、鳥獣保護区の指定の変更をするので、同条第9項において読み替えて準用する同法第15条第2項の規定により次のとおり告示する。

平成30年10月30日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 名称 下巣鳥獣保護区
 2 区域 小国町（県が別に定める所定の図面（熊本県鳥獣保護区等位置図）において区域界線により区切られる区域に限る。なお、当該図面は、熊本県庁及び各広域本部各地域振興局に備え置いて縦覧に供する。）
 3 面積 1,458ヘクタール
 4 存続期間 平成30年11月1日から平成39年10月31日まで
 5 鳥獣保護区の保護に関する指針

県は、生息する鳥獣の保護を図るため、職員及び鳥獣保護管理員による巡視に努めるとともに、傷病鳥獣が発見された場合は、小国町等関係機関と連携を図り、保護活動に取り組む。

また、違法捕獲や狩猟事故を未然に防止するため、鳥獣保護区の境界が明らかになるように標識を設置して、その管理を行い、狩猟者等に対し、鳥獣保護管理員による巡視活動等による適切な指導を行う。

なお、鳥獣保護区周辺の農林業への被害状況の把握に努め、鳥獣被害対策については、関係者と連携して被害防止対策を推進するとともに、有害鳥獣捕獲の申請があつた場合は被害状況を確認し、法に基づく適正な措置を行う。

熊本県告示第881号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第1項の規定により、鳥獣保護区の指定の変更をするので、同条第9項において読み替えて準用する同法第15条第2項の規定により次のとおり告示する。

平成30年10月30日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 名称 福浜鳥獣保護区
 2 区域 津奈木町（県が別に定める所定の図面（熊本県鳥獣保護区等位置図）において区域界線により区切られる区域に限る。なお、当該図面は、熊本県庁及び各広域本部地域振興局に備え置いて縦覧に供する。）
 3 面積 150ヘクタール
 4 存続期間 平成30年11月1日から平成39年10月31日まで
 5 鳥獣保護区の保護に関する指針
 県は、生息する鳥獣の保護を図るために、職員及び鳥獣保護管理員による巡回に努めるとともに、傷病鳥獣が発見された場合は、津奈木町等関係機関と連携を図り、保護活動に取り組む。
 また、違法捕獲や狩猟事故を未然に防止するため、鳥獣保護区の境界が明らかになるように標識を設置して、その管理を行い、狩猟者等に対し、鳥獣保護管理員による巡回活動等による適切な指導を行う。
 なお、鳥獣保護区周辺の農林業への被害状況の把握に努め、鳥獣被害対策については、関係者と連携して被害防止対策を推進するとともに、有害鳥獣捕獲の申請があつた場合は被害状況を確認し、法に基づく適正な措置を行う。

熊本県告示第882号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第34条第1項の規定により休猟区を指定し、併せて同法第14条第1項の規定により、当該休猟区の全部を第二種特定鳥獣（イノシシ及びニホンジカに限る。）の捕獲等をすることができる区域に指定するので、同法第34条第3項（同法第14条第4項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

平成30年10月30日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 名称 花上休猟区
 2 区域 山都町（県が別に定める所定の図面（熊本県鳥獣保護区等位置図）において区域界線により区切られる区域に限る。なお、当該図面は、熊本県庁及び各広域本部地域振興局に備え置いて縦覧に供する。）
 3 面積 1,250ヘクタール
 4 存続期間 平成30年11月1日から平成33年10月31日まで

熊本県告示第883号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第34条第1項の規定により休猟区を指定し、併せて同法第14条第1項の規定により、当該休猟区の全部を第二種特定鳥獣（イノシシ及びニホンジカに限る。）の捕獲等をすることができる区域に指定するので、同法第34条第3項（同法第14条第4項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

平成30年10月30日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 名称 柏休猟区
 2 区域 菊池市柏（県が別に定める所定の図面（熊本県鳥獣保護区等位置図）において区域界線により区切られる区域に限る。なお、当該図面は、熊本県庁及び各広域本部地域振興局に備え置いて縦覧に供する。）
 3 面積 1,490ヘクタール
 4 存続期間 平成30年11月1日から平成33年10月31日まで

熊本県告示第884号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第34条第1項の規定により休猟区を指定し、併せて同法第14条第1項の規定により、当該休猟区の全部を第二種特定鳥獣（イノシシ及びニホンジカに限る。）の捕獲等をすることができる区域に指定するので、同法第34条第3項（同法第14条第4項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

平成30年10月30日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 名称 南関休猟区
 2 区域 南関町（県が別に定める所定の図面（熊本県鳥獣保護区等位置図）において区域界線により区切られる区域に限る。なお、当該図面は、熊本県庁及び各広域本部地域振興局に備え置いて縦覧に供する。）
 3 面積 1,528ヘクタール
 4 存続期間 平成30年11月1日から平成33年10月31日まで

熊本県告示第885号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第34条第1項の規定により休猟区を指定し、併せて同法第14条第1項の規定により、当該休猟区の全部を第二種特定鳥獣（イノシシ及びニホンジカに限る。）の捕獲等をすることができる区域に指定するので、同法第34条第3項（同法第14条第4項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

平成30年10月30日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 名称 江栗休猟区
- 2 区域 和水町及び南関町（県が別に定める所定の図面（熊本県鳥獣保護区等位置図）において区域界線により区切られる区域に限る。なお、当該図面は、熊本県庁及び各広域本部地域振興局に備え置いて縦覧に供する。）
- 3 面積 1,123ヘクタール
- 4 存続期間 平成30年11月1日から平成33年10月31日まで

熊本県告示第886号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第34条第1項の規定により休猟区を指定し、併せて同法第14条第1項の規定により、当該休猟区の全部を第二種特定鳥獣（イノシシ及びニホンジカに限る。）の捕獲等をすることができる区域に指定するので、同法第34条第3項（同法第14条第4項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

平成30年10月30日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 名称 鹿北休猟区
- 2 区域 山鹿市（県が別に定める所定の図面（熊本県鳥獣保護区等位置図）において区域界線により区切られる区域に限る。図面は、熊本県庁及び各広域本部地域振興局に備え置いて縦覧に供する。）
- 3 面積 1,169ヘクタール
- 4 存続期間 平成30年11月1日から平成33年10月31日まで

熊本県告示第887号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第34条第1項の規定により休猟区を指定し、併せて同法第14条第1項の規定により、当該休猟区の全部を第二種特定鳥獣（イノシシ及びニホンジカに限る。）の捕獲等をすることができる区域に指定するので、同法第34条第3項（同法第14条第4項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

平成30年10月30日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 名称 下岳休猟区
- 2 区域 八代市（県が別に定める所定の図面（熊本県鳥獣保護区等位置図）において区域界線により区切られる区域に限る。なお、当該図面は、熊本県庁及び各広域本部地域振興局に備え置いて縦覧に供する。）
- 3 面積 1,100ヘクタール
- 4 存続期間 平成30年11月1日から平成33年10月31日まで

熊本県告示第888号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第34条第1項の規定により休猟区を指定し、併せて同法第14条第1項の規定により、当該休猟区の全部を第二種特定鳥獣（イノシシ及びニホンジカに限る。）の捕獲等をすることができる区域に指定するので、同法第34条第3項（同法第14条第4項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

平成30年10月30日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 名称 江代休猟区
- 2 区域 水上村（県が別に定める所定の図面（熊本県鳥獣保護区等位置図）において区域界線により区切られる区域に限る。なお、当該図面は、熊本県庁及び各広域本部地域振興局に備え置いて縦覧に供する。）
- 3 面積 1,078ヘクタール
- 4 存続期間 平成30年11月1日から平成33年10月31日まで

熊本県告示第889号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第3

5条第1項の規定により、特定猟具使用禁止区域を指定するので、同条第12項において読み替えて準用する同法第34条第3項の規定により次のとおり告示する。

平成30年10月30日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 名称 玉名特定猟具（銃器）使用禁止区域
- 2 区域 玉名市（県が別に定める所定の図面（熊本県鳥獣保護区等位置図）において区域界線により区切られる区域に限る。なお、当該図面は、熊本県庁及び各広域本部地域振興局に備え置いて縦覧に供する。）
- 3 面積 787ヘクタール
- 4 存続期間 平成30年11月1日から平成39年10月31日まで
- 5 禁止に係る特定猟具の種類 銃器

熊本県告示第890号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第35条第1項の規定により、特定猟具使用禁止区域を指定するので、同条第12項において読み替えて準用する同法第34条第3項の規定により次のとおり告示する。

平成30年10月30日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 名称 米渡尾特定猟具（銃器）使用禁止区域
- 2 区域 和水町（県が別に定める所定の図面（熊本県鳥獣保護区等位置図）において区域界線により区切られる区域に限る。なお、当該図面は、熊本県庁及び各広域本部地域振興局に備え置いて縦覧に供する。）
- 3 面積 275ヘクタール
- 4 存続期間 平成30年11月1日から平成39年10月31日まで
- 5 禁止に係る特定猟具の種類 銃器

熊本県告示第891号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第35条第1項の規定により、特定猟具使用禁止区域を指定するので、同条第12項において読み替えて準用する同法第34条第3項の規定により次のとおり告示する。

平成30年10月30日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 名称 宮尾特定猟具（銃器）使用禁止区域
- 2 区域 荒尾市、玉名市及び長洲町（県が別に定める所定の図面（熊本県鳥獣保護区等位置図）において区域界線により区切られる区域に限る。なお、当該図面は、熊本県庁及び各広域本部地域振興局に備え置いて縦覧に供する。）
- 3 面積 712ヘクタール
- 4 存続期間 平成30年11月1日から平成39年10月31日まで
- 5 禁止に係る特定猟具の種類 銃器

熊本県告示第892号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第35条第1項の規定により、特定猟具使用禁止区域を指定するので、同条第12項において読み替えて準用する同法第34条第3項の規定により次のとおり告示する。

平成30年10月30日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 名称 船山古墳特定猟具（銃器）使用禁止区域
- 2 区域 和水町（県が別に定める所定の図面（熊本県鳥獣保護区等位置図）において区域界線により区切られる区域に限る。なお、当該図面は、熊本県庁及び各広域本部地域振興局に備え置いて縦覧に供する。）
- 3 面積 100ヘクタール
- 4 存続期間 平成30年11月1日から平成39年10月31日まで
- 5 禁止に係る特定猟具の種類 銃器

熊本県告示第893号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第35条第1項の規定により、特定猟具使用禁止区域を指定するので、同条第12項において読み替えて準用する同法第34条第3項の規定により次のとおり告示する。

平成30年10月30日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 名称 永特定猟具（銃器）使用禁止区域
- 2 区域 菊池市、合志市及び大津町（県が別に定める所定の図面（熊本県鳥獣保護区等位置図）において区域界線により区切られる区域に限る。なお、当該図面は、熊

- 3 本県庁及び各広域本部地域振興局に備え置いて縦覧に供する。)
 3 面積 430ヘクタール
 4 存続期間 平成30年11月1日から平成39年10月31日まで
 5 禁止に係る特定猟具の種類 銃器

熊本県告示第894号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第35条第1項の規定により、特定猟具使用禁止区域を指定するので、同条第12項において読み替えて準用する同法第34条第3項の規定により次のとおり告示する。

平成30年10月30日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 名称 合志特定猟具（銃器）使用禁止区域
 2 区域 合志市、菊陽町及び大津町（県が別に定める所定の図面（熊本県鳥獣保護区等位置図）において区域界線により区切られる区域に限る。なお、当該図面は、熊本県庁及び各広域本部地域振興局に備え置いて縦覧に供する。）
 3 面積 490ヘクタール
 4 存続期間 平成30年11月1日から平成39年10月31日まで
 5 禁止に係る特定猟具の種類 銃器

熊本県告示第895号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第35条第1項の規定により、特定猟具使用禁止区域を指定するので、同条第12項において読み替えて準用する同法第34条第3項の規定により次のとおり告示する。

平成30年10月30日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 名称 竹の畠特定猟具（銃器）使用禁止区域
 2 区域 産山村（県が別に定める所定の図面（熊本県鳥獣保護区等位置図）において区域界線により区切られる区域に限る。なお、当該図面は、熊本県庁及び各広域本部地域振興局に備え置いて縦覧に供する。）
 3 面積 62ヘクタール
 4 存続期間 平成30年11月1日から平成39年10月31日まで
 5 禁止に係る特定猟具の種類 銃器

熊本県告示第896号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第35条第1項の規定により、特定猟具使用禁止区域を指定するので、同条第12項において読み替えて準用する同法第34条第3項の規定により次のとおり告示する。

平成30年10月30日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 名称 人吉特定猟具（銃器）使用禁止区域
 2 区域 人吉市（県が別に定める所定の図面（熊本県鳥獣保護区等位置図）において区域界線により区切られる区域に限る。なお、当該図面は、熊本県庁及び各広域本部地域振興局に備え置いて縦覧に供する。）
 3 面積 700ヘクタール
 4 存続期間 平成30年11月1日から平成39年10月31日まで
 5 禁止に係る特定猟具の種類 銃器

熊本県告示第897号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第35条第1項の規定により、特定猟具使用禁止区域を指定するので、同条第12項において読み替えて準用する同法第34条第3項の規定により次のとおり告示する。

平成30年10月30日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 名称 小岱山特定猟具（銃器）使用禁止区域
 2 区域 荒尾市（県が別に定める所定の図面（熊本県鳥獣保護区等位置図）において区域界線により区切られる区域に限る。なお、当該図面は、熊本県庁及び各広域本部地域振興局に備え置いて縦覧に供する。）
 3 面積 380ヘクタール
 4 存続期間 平成30年11月1日から平成40年10月31日まで
 5 禁止に係る特定猟具の種類 銃器

熊本県告示第898号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第35条第1項の規定により、特定猟具使用禁止区域を指定するので、同条第12項において読み替えて準用する同法第34条第3項の規定により次のとおり告示する。

平成30年10月30日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 名称 長谷原特定猟具（銃器）使用禁止区域
 2 区域 山鹿市（県が別に定める所定の図面（熊本県鳥獣保護区等位置図）において区域界線により区切られる区域に限る。なお、当該図面は、熊本県庁及び各広域本部地域振興局に備え置いて縦覧に供する。）
 3 面積 123ヘクタール
 4 存続期間 平成30年11月1日から平成40年10月31日まで
 5 禁止に係る特定猟具の種類 銃器

熊本県告示第899号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第35条第1項の規定により、特定猟具使用禁止区域を指定するので、同条第12項において読み替えて準用する同法第34条第3項の規定により次のとおり告示する。

平成30年10月30日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 名称 一つ目神社特定猟具（銃器）使用禁止区域
 2 区域 山鹿市（県が別に定める所定の図面（熊本県鳥獣保護区等位置図）において区域界線により区切られる区域に限る。なお、当該図面は、熊本県庁及び各広域本部地域振興局に備え置いて縦覧に供する。）
 3 面積 15ヘクタール
 4 存続期間 平成30年11月1日から平成40年10月31日まで
 5 禁止に係る特定猟具の種類 銃器

熊本県告示第900号

次のとおり健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有することとされる同法第26条の規定による改正前の介護保険法（平成9年法律第123号）第113条の規定による指定介護療養型医療施設の指定の辞退があったので、同法第115条の規定により公示する。

平成30年10月30日

熊本県知事 蒲島郁夫

施設の名称及び所在地	開設者の名称	辞退年月日	サービスの種類
生田医院 天草市河浦町宮野河内47 -5	生田翔	平成30年9月 30日	介護療養型医 療施設

熊本県告示第901号

熊本県少年保護育成条例（昭和46年熊本県条例第30号）第7条第1項の規定により少年に有害な興行として平成30年10月23日次のように指定したので、同条第2項の規定により公示する。

平成30年10月30日

熊本県知事 蒲島郁夫

種別	題名	指定理由
有害指定映画	美少女剣士 月に向かっておシゴキよ！（オーピー） 逆セクハラの危険 私は、変態常習者！（新日本映像） くノ一 淫技大股がため（新東宝映画） 二人の巨乳妻 ～美和と茜～（オーピー） 義父と娘 誰にも言えない介護（新日本映像） 絶倫謝肉祭 奥まで突いて！（オーピー） 和服熟女レズ 淫心不乱（新日本映像） ブルーレイン大阪（新日本映像）	著しく性的感情を刺激し、少年の健全な育成を阻害するおそれがある。

熊本県告示第902号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成30年10月30日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成30年10月30日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般県道	三本松甲佐線	下益城郡美里町甲佐平字中村 3076番1地先から 同所 2758番1地先まで	前	3.6 ～ 5.9	53.5	単県側溝整備 (仮設道設置)
			後	5.2 ～ 13.9	51.0	

2 区域を変更する期日 平成30年10月30日

熊本県告示第903号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成30年10月30日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成30年10月30日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般県道	五木湯前線	球磨郡水上村大字岩野字松ノ平 1569番2地先から 球磨郡水上村大字岩野字小川内 1567番5地先まで	前	6.3 ～ 13.0	76.9	水上村へ旧道移管
				10.2 ～ 19.5	85.8	
			後	10.2 ～ 19.5	85.8	

2 区域を変更する期日 平成30年10月30日

熊本県告示第904号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成30年10月30日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成30年10月30日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般県道	和仁菊水線	玉名郡和水町野田字上ノ原 2298番1地先から 同所 2306番1地先まで	前	15.0 ～ 23.3	105.5	災害防除
			後	24.0 ～ 34.8	105.5	

2 区域を変更する期日 平成30年10月30日

熊本県告示第905号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の

区域を変更する。

その関係図面は、平成30年10月30日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成30年10月30日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般県道	大浜小天線	玉名市大浜町字上屋敷 673番1地先から 玉名市大浜町字下川原 2163番3地先まで	前	6.0 ～ 35.1	1084.0	玉名市へ旧道 移管他
				4.0 ～ 21.8	771.0	
				11.2 ～ 19.5	167.0	
			後	6.0 ～ 35.1	1084.0	

2 区域を変更する期日 平成30年11月2日

公 告

熊本県公告第652号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により次のとおり農用地利用配分計画を認可したので、同条第5項の規定により公告する。

平成30年10月30日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
大島 洋	菊池市泗水町豊水	菊池市泗水町豊水字久米前2901番1 ほか1筆
永松 治雄	菊池市泗水町豊水	菊池市泗水町豊水字西請859番ほか3 筆
株式会社きくようアグリ	菊池郡菊陽町久保田	菊池郡菊陽町大字辛川字久保1866番 ほか1筆

2 認可年月日

平成30年10月23日

熊本県公告第653号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により次のとおり農用地利用配分計画を認可したので、同条第5項の規定により公告する。

平成30年10月30日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
中島 明倫	宇土市野鶴町	宇土市新開町字中潟1054番1ほか2 筆
竹下 見親	宇土市野鶴町	宇土市新開町字今村1155番1ほか1 筆

岩下 優作	宇土市野鶴町	宇土市新開町字築籠 1552番
農事組合法人走潟	宇土市走潟町	宇土市走潟町字走潟 227番1ほか10筆
寺田 真悟	下益城郡美里町原田	下益城郡美里町津留字前田 557番ほか2筆
早野 貞子	上益城郡益城町小谷	上益城郡益城町大字小谷字高遊 1616番
農事組合法人エコロジックファーマー	上天草市松島町教良木	上天草市松島町教良木字野添 2738番1

2 認可年月日
平成30年10月23日

熊本県公告第654号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により次のとおり農用地利用配分計画を認可したので、同条第5項の規定により公告する。

平成30年10月30日

熊本県知事 蒲島 郁夫

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
有限会社吉川農園	合志市野々島	合志市野々島字芝原 5334番1ほか21筆
株式会社峯樹木園	合志市野々島	合志市野々島字南原 5455番ほか4筆
井嶋 吉憲	熊本市北区麻生田	合志市野々島字瀬吐 617番ほか1筆
農事組合法人えら	合志市合生	合志市合生字前田 1697番
農事組合法人井手下ファーム	山鹿市鹿本町下分田	山鹿市鹿本町小柳字稻生 50番9ほか199筆

2 認可年月日
平成30年10月26日

熊本県公告第655号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により次のとおり農用地利用配分計画を認可したので、同条第5項の規定により公告する。

平成30年10月30日

熊本県知事 蒲島 郁夫

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
大新牧場森岡畜産 合同会社	天草市新和町小宮地	天草市新和町大宮地字馬場 4438番ほか1筆
長井 賢輔	天草市倉岳町浦	天草市倉岳町浦字靄ノ下 1287番
小林 茂満	天草市倉岳町浦	天草市倉岳町浦字大迫 3604番
倉田 昇	天草市志柿町	天草市志柿町字沖田 2910番
農事組合法人楠浦 営農組合	天草市楠浦町	天草市楠浦町字下後新田 9271番6ほか7筆

2 認可年月日
平成30年10月26日

登載依頼**熊本県産業教育審議会公告第2号**

平成30年度第2回熊本県産業教育審議会を次のとおり開催します。
なお、当該会議の傍聴手続は、次のとおりです。

平成30年10月30日

熊本県産業教育審議会

1 開催日時

平成30年11月2日（金）

午後1時30分から午後4時30分まで

2 開催場所

水前寺共済会館1階「芙蓉の間」

3 議題

- (1) 開会
- (2) 専門高校生実践発表
- (3) 審議

諮問事項

「地方創生に向けた今後の専門高校における産業教育の在り方について」

(4) 閉会

4 傍聴人の定数

10人

5 傍聴手続

(1) 傍聴希望者は、会議の開催予定期刻までに、当該会議の会議場の受付において、審議会事務局の許可を得た上で、会議場に入ることができます。

(2) 傍聴希望者が10人を超えた場合は、抽選を行う。

6 問合せ先

熊本県熊本市中央区水前寺六丁目18番1号

熊本県産業教育審議会事務局（熊本県教育庁教育指導局高校教育課産業教育指導係）

電話番号096-333-2717